

○阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成28年10月4日

規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成28年阿見町条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条第1項の規定による公募は、阿見町公告式条例(昭和31年阿見町条例第1号)に定める掲示場への掲示、町広報紙又は町ホームページへの掲載等により行うものとする。

(申出)

第3条 条例第3条に規定する申出は、指定管理者指定申出書(様式第1号)により行うものとする。

(指定等)

第4条 町長は、条例第4条若しくは第5条又は第6条第1項若しくは第2項の規定により指定管理候補者を選定したときは、当該公の施設の指定管理者の指定に係る団体に対し、指定管理者指定候補者選定結果通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

2 町長は、条例第8条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定した団体(以下「指定団体」という。)に対し、指定管理者指定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 条例第8条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定した団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(事業報告書)

第5条 条例第10条に規定する事業報告書は、指定管理者事業報告書(様式第4号)によるものとする。

(指定の取消し等)

第6条 町長は、条例第12条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、当

該指定をしていた指定団体に対し、指定管理者指定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 条例第12条第3項の規定による指定の取消しをしたときの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の指定の取消しに係る公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の取消しに係る団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定取消しの日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項  
(業務の停止等)

第7条 町長は、条例第12条第1項の規定により期間を定めての管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、指定団体に対し、指定管理者業務停止命令書(様式第6号)により通知するものとする。

2 条例第12条第3項の規定による業務の停止を命じたときの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 管理の業務の停止に係る公の施設の名称及び所在地
- (2) 管理の業務の停止に係る団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 管理の業務の停止の区分
- (4) 管理の業務を停止する期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項  
(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

阿見町長 様

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

#### 指定管理者指定申出書

指定管理者の指定を受けたいので、阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申し出ます。

#### 記

#### 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称及び所在地

- (1) 施設名
- (2) 施設所在地

#### 2 添付書類

- (1) 管理に関する事業計画書
- (2) 管理に関する収支計画書
- (3) 当該団体の組織及び経営状況を説明する書類
- (4) その他町長等が別に定める書類

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

阿見町長



指定管理者指定候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申出のあった阿見町公の施設に係る指定管理候補者の選定については、阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(第4条・第5条・第6条第1項・第6条第2項)の規定により、下記のとおり指定管理者指定候補者を選定しましたので、通知します。

記

1 指定管理者として管理を行う公の施設の名称及び所在地

(1) 施設名

(2) 施設所在地

2 選定結果

指定管理者の指定候補者に 選定しました。  
選定しませんでした。

様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

阿見町長



指定管理者指定通知書

阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定により、  
下記のとおり貴法人(団体)を本町の公の施設に係る指定管理者に指定します。

記

1 指定管理者として管理を行う公の施設の名称及び所在地

(1) 施設名

(2) 施設所在地

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号(第5条関係)

指定管理者事業報告書

年 月 日

阿見町長 様

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定により、下記  
のとおり 年度事業報告書を提出します。

記

- 1 管理業務の実施及び利用の状況
- 2 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- 3 管理に係る経費の収支状況
- 4 その他管理の実態を把握するために必要なものとして町長等が定める事項

様式第5号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

阿見町長



### 指定管理者指定取消通知書

阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条第1項の規定により、  
下記のとおり指定管理者の指定を取り消したので通知します。

### 記

#### 1 指定管理者の指定の取消しに係る公の施設の名称及び所在地

(1) 施設名

(2) 施設所在地

2 指定取消しの日 年 月 日

3 理由

### 教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

阿見町長



指定管理者業務停止命令書

阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条第1項の規定により、  
下記のとおり指定管理者の業務の一部・全部停止を命じます。

記

1 指定管理者の業務の停止に係る公の施設の名称及び所在地

(1) 施設名

(2) 施設所在地

2 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 業務の一部停止をする場合の当該停止する業務の内容

4 理由

教示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第1号(第 3 条関係)

様式第2号(第 4 条関係)

様式第3号(第 4 条関係)

様式第4号(第 5 条関係)

様式第5号(第 6 条関係)

様式第6号(第 7 条関係)